

令和7年第9回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年9月22日(月) 13時30分～14時03分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員 (13名)

会長	16番	佐藤俊孝
会長職務代理者	15番	高原弘明
委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	3番	朴田敦志
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	7番	白澤和実
委員	9番	佐々木昭英
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
委員	14番	中塚誠

欠席委員 (3名)

委員	6番	佐々木達也
委員	13番	星川忠博
委員	8番	高橋かおる

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について
日程第7	議案第2号 地域計画区域内における農業用施設の設置に係る農地転用許可の可否について
日程第8	議案第3号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第9	議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。

また、議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。

本日の出席委員は13名であります。

定足数に達していますので、会議は成立します。

なお、6番 佐々木達也 委員、8番 高橋かおる委員、13番 星川忠博委員から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから、令和7年第9回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名させていただきます。

4番 佐々木博委員、5番 白澤克美委員、7番 白澤和実委員にお願いします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名いたします。

農業委員会事務局 泉山弘道業務係長にお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読】

議長

出席された委員から、補足説明ありましたらお願いします。

「なし」の声あり

議長

それでは業務の経過報告の内容について質疑がありましたら、お願いします。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

ありません。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第1号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

議案第1号について、補足説明をさせていただきます。

こちらの案件につきましては、お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書をご覧ください。

この調査書より、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

この申請を受けて地域担当農業委員が現地を確認したところ、1筆の農地に一部非農地化した箇所があることが判明しました。

このことから譲受人に確認したところ、農地に復旧して耕作する予定であり、今年度中に農地へ復旧し、来年度から耕作するという農地復旧計画の提出もあったことから、当該農地を全て耕作できるものと判断し、全部効率利用要件は満たしているとしたものでございます。

議長

その他補足説明ありましたら、お願いします。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に反対討論をお願いします。

「なし」の声あり

議長

反対討論なしとして、賛成討論をお願いします。

熊谷洋司委員

1番、熊谷洋司です。

相続人と協議されての貸借であり、譲受人も十分に耕作できる方ですので問題ないと思います。

阿部江利子委員

2番、阿部江利子です。

譲受人は町でも大規模な担い手の一人であり、農地の管理もきちんとしている方です。

現地確認もしましたが、農地復旧計画も現実的なものであり、間違いなくできる方だと思います。

朴田敦志委員

3番、朴田敦志です。

荒廃農地含め、耕作するということなので賛成します。

議長

その他、賛成討論がありましたらお願いします。

「なし」の声あり

議長

それでは討論なしと認め、挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について、許可する旨、決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、許可することに決します。

朴田敦志委員

3番、朴田敦志です。

議案第2号は私が所属する法人の案件でありますので、退席の許可をお願いいたします。

議長

3番、朴田委員の退席を許可いたします。

暫時休憩いたします。

【休憩 13:41】

【再開 13:41】

議長

再開いたします。

日程第7、議案第2号、地域計画区域内における農業用施設の設置に係る農地転用許可の要否について、を議題といたします。

議題について事務局に朗読させます。

【議案第2号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

議案第2号について、補足説明をさせていただきます。

こちらの案件につきましては、申請者の農機具格納庫を設置している土地が市街化区域に編入し、宅地造成されることから当該農地に移設及び新設することになったもので、認定農業者が設置する農業用施設（農機具格納庫）について、農地転用許可が不要であると判断すべきか、ご審議していただくものでございます。

許可不要とする要件としましては、認定農業者が設置する施設であることと、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことがあります。が、どちらの要件も満たしていると考えていることから、許可不要として判断して良いと考えております。

議長

9月12日に農地転用現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。

熊谷洋司委員

1番、熊谷洋司です。

9月12日、白澤克美委員、私、事務局の南幅さんと3人で調査しました。

当該農地は農振農用地であるが、農業用施設用地への用途区分変更をする計画であります。

転用者は認定農業者であり、当該施設は地域計画に位置付けられる予定で、農機具格納庫建設にあたり、最小限の面積と判断されます。

付近農地への被害防除について、雨水は周辺側溝へ放流し、土砂の流出を防ぐ対策を講じていることから、周辺農地への支障が生ずるおそれがなく、農地転用許可は要しないと判断しました。

議長

その他、補足説明がありましたら説明願います。

白澤克美委員

5番、白澤克美です。

この件は資料のとおり、現在利用している農地から農機具格納庫を移設及び新設するというものです。

雨水処理の問題も砂利敷きで自然浸透もし、側溝に排水する計画であることから、周辺農地には影響ないと判断します。

議長

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に、反対討論ありましたらお願いします。

「なし」の声あり

議長

賛成討論がありましたらお願いします。

佐々木博委員

4番、佐々木博です。

現地調査で周辺農地への支障が生じることがないということを確認しておりますので、賛成します。

白澤和実委員

7番、白澤和実です。

私も賛成します。雨水についても、用水路も設置される計画であり、自然浸透もすると思いますので、心配ないと思います。

佐々木昭英委員

9番、佐々木昭英です。

借人は認定農業者であり、町の農業振興の観点からも進めるべきことだと思いますので、賛成でございます。

議長

その他、賛成討論ございますか。

「なし」の声あり

議長

討論なしと認めます。

挙手により表決に入ります。

議案第2号、地域計画区域内における農業用施設の設置に係る農地転用許可の要否について、許可を要しないと判断することに決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

議長

挙手全員ですので、許可することに決します。

3番 朴田敦志委員が着席するまで休憩といたします。

【休憩 13:49】

【再開 13:50】

議長

再開いたします。

日程第8、議案第3号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第3号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

議案第3号について、補足説明をさせていただきます。

こちらの案件につきましては、一時的に事務所を移転するために、一時転用許可をしていたものですが、現在の場所において永久転用が可能となったため、振興局農政部とも協議をし、一時転用許可から永久転用許可に切り替える方向で準備を進めていたものでございます。

その際に、転用農地内を測量した結果、一部が町道の敷地や用悪水路の法面となっていることが判明していたことから、永久転用をする農地を確定する必要があったため、町道の敷地と用悪水路の法面部分を分筆したものでございます。

しかしながら、一時転用許可中であり、本来であれば事前に事業計画変更の必要があったことから、振興局農政部とも協議しましたが、分筆をすることは必要不可欠であったと認められるため、追認により事業計画変更をすることになったものでございます。

なお、町道の敷地については、町道路住宅課と協議し、町に対して寄附をすることとなっており、用悪水路の法面部分については、農業委員会の現地調査により、非農地判断をすべきと判断したことから、いずれも農地性が失われているため、今回の事業計画変更において転用農地から除外し、農地への復旧も不要として良いことを、振興局農政部にも確認しております。

また、用悪水路の法面部分の非農地判断につきましては、事業計画変更を県が承認した後に行うこととし、変更後は総会において報告いたします。

議長

6月13日に農地転用現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。

中塚誠委員

14番、中塚誠です。

6月13日、高橋かおる委員、星川忠博委員、私、事務局の4名で現地調査を行ってございます。

当該農地は、農振白地であり生産性の高い農地ではありません。

事務所移転に伴い、一時転用許可を得ていましたが、許可要件を満たすことが出来たため、永久転用に移行する計画であります。

それに向けた開発許可申請にあたり、農地転用許可農地内に町道の道路敷地及び用悪水路の法面が含まれていたことが判明したことから、現状に合わせて分筆したものであります。

この分筆は永久転用に向けて必要であると認められることから、当該計画を変更することはやむを得ないと判断しました。

また、用悪水路の法面については、草木が繁茂しており、農地として再生することが著しく困難であることから、非農地判断をすべきと判断しました。

議長 その他、補足説明がありましたら説明願います。
「なし」の声あり

議長 それでは質疑に入ります。
質疑ありましたら、挙手願います。
「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、討論に入ります。
最初に反対討論ございませんか。
「なし」の声あり

議長
福澤広基委員 それでは賛成討論がありましたら、発言をお願いします。
10番、福澤広基です。
現状に合わせての計画変更であり、用悪水路の法面も再生困難ということ
ですので、反対する理由はないと考え、賛成します。

金子忠博委員 11番、金子忠博です。
内容をお聞きしても問題ないようですので、賛成します。

佐々木光枝委員 12番、佐々木光枝です。
賛成します。

議長 その他、賛成討論ございますか。
「なし」の声あり

議長 討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
議案第3号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、許可
する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。
【賛成者挙手】

議長 挙手全員ですので、許可することに決します。
次に進みます。
日程第9、議案第4号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、
を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。
【議案第4号 朗読】

議長
事務局 補足説明を許します。
議案第4号について、補足説明をさせていただきます。
この案件について、お手元の資料No.4の令和7年8月26日付け、一般社
団法人全国農業会議所農地・組織対策部長による農業委員会の法令遵守の実
施および今後の対応について（依頼）をご覧ください。
本通知において、今年度、農地利用最適化推進委員や農業委員事務局職員
による不祥事が発生したことにより、行政委員会である農業委員会としての
法令遵守による公正・公平な職務遂行の徹底に努めることの注意喚起及び具
体的な取り組み方法が示されております。
矢巾町農業委員会の取り組みとしては、この通知に基づき、令和7年第9
回矢巾町農業委員会総会において、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決
議」を行うものです。
【「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を朗読】
今後、矢巾町農業委員会はこの申し合わせに基づき、法令遵守を徹底する
ため、農業委員に対する研修等を実施してまいります。

議長 それでは質疑に入ります。
質疑ありましたら、挙手願います。
「なし」の声あり

議長
白澤和実委員 質疑なしと認め、討論に入ります。
7番、白澤和実です。
賛成討論いたします。

議長 農業委員として、法令遵守は当然のことと考えます。
その他、討論はございませんか。
「なし」の声あり
議長 討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
議案第4号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議する旨、決するに賛成する委員の挙手を求めます。
(賛成者挙手)
議長 挙手全員ですので、決議することに決します。
以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。
皆様、大変お疲れ様でした。

以上は、令和7年9月22日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和7年第9回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議長 _____ 会長 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____